

地域密着型特別養護老人ホームやすらぎの家利用料金 (令和7年12月10日以降改定)

○ 1日あたりの介護サービス費

単位:円

区 分		基本利用 料金	サービス 提供体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算	看護体制 加算Ⅰイ	合 計
要介護3	多床室	745		41	12	798
要介護4	多床室	817		41	12	870
要介護5	多床室	887		41	12	940

その他介護サービス費の加算料金

単位:円

福祉施設初期加算	／日	入所日から30日以内の期間 30日を超える入院後再入所した場合	30
福祉施設外泊時加算		外泊または入院した場合(1ヶ月に6日まで)	246
看取り介護加算	／日	死亡日以前31日以上45日以下	72
		死亡日以前4日以上30日以下	144
		死亡日の前日及び前々日	680
		死亡日	1,280
個別機能訓練加算(1)	／日	個別機能訓練計画を作成・実施する	12
生活機能向上連携加算	／月	訓練員や他職種が計画的に機能訓練を実施する	100
排せつ支援加算(1)	／月	排せつ障害のある方へ、多職種が連携し支援計画を作成し支援を行う	10
褥瘡マネジメント加算(1)	／月	褥瘡発生のリスクを、モニタリング指標を用いて入所時や3ヶ月に1度評価を行う	3
栄養マネジメント強化加算	／日	入所者様ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。	11
科学的介護推進体制Ⅱ	／月	入所者様ごとの栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病、服薬状況などを厚生労働省へ提出していること。	40
介護職員等处遇改善加算(Ⅱ)		厚生労働省の定める基準に適合している施設が加算可能 介護職員の賃金改善等のために、 <u>所定単位の13.6%を加算</u>	

※上記については、自己負担が1割の場合。

※介護プランによって追加加算が生じることがあります。詳細はご確認ください。

○ 居住費・食費

単位:円

居 住 費 (居室料)	1日当り	個 室	1,231
		多床室	915
食 費	1日当り	1,445	

※居住費、食費については保険者に減額申請し、認定されると減額になる場合があります。

その他利用料

単位:円

お や つ 代	1日当り	170	
電 気 使 用 料	1品目につき日額	31	テレビ、冷蔵庫等電気製品使用者
理美容・教育娯楽費 その他日常生活費	実 費		

○ 高額介護サービス費の制度

利用者負担段階に応じて下表の 1 月あたり限度額を超えた部分は、高額介護サービス費として市町村の介護保険担当に申請すると、払戻しを受けられる場合がありますのでご相談下さい。

○ 居住費・食費の負担限度額

居住費・食費についても市町村の介護保険担当に申請し認定を受けると、利用者負担段階に応じて 1 日あたりの負担額が下表の金額となります。

単位:円

利用者負担 段 階 区 分	食費(1 日当り)		居住費(1 日当り)					
	基準費用額	負担限度額	個 室	基準費用額	負担限度額	多 床 室	基準費用額	負担限度額
第 1 段 階	1,445	300		1,231	380		915	0
第 2 段 階	1,445	390		1,231	480		915	430
第3段階①	1,445	650		1,231	880		915	430
第3段階②	1,445	1,360		1,231	880		915	430
第 4 段 階	1,445			1,231			915	

【利用者負担段階内容と預貯金要件】

区 分	内 容 と 預 貯 金 額 要 件
第 1 段 階	生活保護受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 預貯金が 単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第 2 段 階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が 80 万円以下の方 預貯金が 単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第 3 段 階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が 80 万円を超え、120 万円以下 預貯金が 単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第 3 段 階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が 120 万円を超える 預貯金が 単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下
第 4 段 階	上記以外の方

☆1 カ月(30日間)のご利用料金(概算)は 約 _____ 円前後